

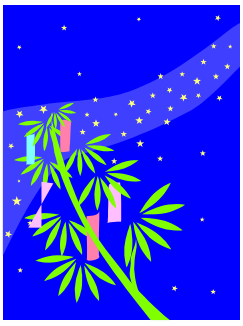
▼ＩＮＤＥＸ▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～虚偽の研究実績 37 回記載 富山大、准教授を懲戒解雇　外 6 件～
・内部監査事例集の掲載について　～文書及び公印の管理に関する監査～
■【内部監査情報】
・平成２４年度フォローアップ監査の監査報告書について
・平成２５年度競争的資金の監査について
■【監査人監査情報】
・平成２５年度会計監査人が選任されました。
■【連載企画】
・How to 東山クン！！　～教員等個人宛て寄附金の経理を考える～
■【Audit Cafe】
・「常連気取りはお断りします。」

表題写真：青葉山公園の睡蓮＆カルガモのヒナ

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　虚偽の研究実績 37 回記載 富山大、准教授を懲戒解雇　外 6 件



鹿大アカハラ:諭旨解雇通知の農学部教授、意見陳述求め書面
学生に喫煙注意され逆ギレ 上越教育大 40 代男性教員懲戒処分
京大教授のアカハラ認めず…「証拠ない」と地裁
虚偽の研究実績 37 回記載 富山大、准教授を懲戒解雇
教員が海外出張先で学生情報入りノート PC を置き忘れ - 名大
セクハラで山大大学院教授を停職 日常的「アカハラ」も

（今夏も猛暑？）知っておこう！熱中症の予防と応急処置

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm

・内部監査事例集の掲載について　－文書及び公印の管理に関する監査－



昨年度は内部監査（文書及び公印の管理に関する監査）にご協力いただき、ありがとうございました。

現在は改善計画（状況）回答書の取りまとめを行っているところですが、並行して監査業務のフィードバックの一環として、内部監査事例集（文書及び公印の管理に関する監査）を作成しています。今回の事例集では、監査で指摘した事例や業務毎のチェックポイント等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

【WEB 事例集】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/jirei/jirei-top.htm

内 部 監 査 情 報

・平成２４年度フォローアップ監査の監査報告書について

昨年度に実施したフォローアップ監査の内部監査報告書については、各部局等との意見調整を経て、７月中に総長宛て報告を行う予定です。各部局におかれましては、お忙しい中、意見調整にご協力いただきまして、ありがとうございました。

また、内部監査報告書は、運営企画会議等、各会議体での報告後、各部局担当係宛てに送付するほか、要約版を下記ＷＥＢページに掲載する予定となっておりますので、日頃の業務改善にぜひご活用ください。



今回、過去の指摘事項について、フォローアップをさせていただきましたが、指摘された事項の改善がなされておらず、改めて改善事項とした事例も少なからずありました。自部局で解決ができない場合は、所掌課等に相談するか、また、他部局の状況を知りたい場合は監査室に相談するなど、速やかに改善されるようご協力をお願いいたします。

【内部監査報告書】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-houkoku/kansa-houkoku-top.htm

・平成２５年度競争的資金の監査について

今年も監査の季節がやってきました！（どこかで聞いたことあるフレーズですが・・・）平成２５年度内部監査基本計画書の重点事項として設定した４項目から、最初の監査となる「競争的資金の監査」を７月８日から８月のお盆を挟み２１日まで実施いたします。対象となっている部局の皆様には、既に通知を差し上げているところですが、今年度は、１９部局にお邪魔して監査を実施させていただきます。決算が終わり一息ついたところで、夏季休暇を計画されている方もいらっしゃるかと思いますが、ご協力方どうぞよろしくお願いいたします。



なお、昨年度同様、「自主点検リスト」を用いて事前に点検項目に沿った自主点検をしていただくことになります。自主点検リストは、監査室HPに掲載されておりますので、対象となっていない部局の皆様にもご活用いただければと思います。

また、今年度は、特別監査の一環として、研究室に対するヒアリングを実施いたします。研究室内の会計事務手続きが適切に行われているかについて、研究代表者等の先生方にヒアリングをさせていただきますので、お忙しところ大変申し訳ございませんが、ご協力方よろしくお願いいたします。

監 査 法 人 監 査 情 報

・平成２５年度会計監査人が選任されました。



文部科学大臣から、本学の会計監査人名簿に第一候補者として記載した“新日本有限責任監査法人”が平成２５年度の監査人として選任されました。

新日本有限責任監査法人は、平成１６年度の法人化以降から東北大学の監査業務を担っており、本学に即したさらなる発展的な監査の実施が期待されます。



これまでどおり、馴染みのある監査人が部局にお邪魔することもあるかと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

連　載　企　画

How to 東山クン!!



この「**How to 東山クン!!**」は、内部監査において見受けられた事例や、過去に発行された内部監査事例集に掲載されている項目について、大学の会計業務に触れて間もない職員「東山クン!!」が、新たな視点で掘り下げて内容を紹介する新コーナーで、「教えて！成田君」のコーナーを発展的？に引き継ぐものです。
第２回目は、**「教員等個人宛て寄附金の経理を考える」**というお題で始めさせていただきます。どうぞ、最後までお付き合いください。

平成２３年度会計実地検査において、財団法人等から研究助成金を受けた教員等が本学に対して寄附手続きを行わず個人で経理をしていた事態が複数判明し、先般、会計検査院の平成２３年度決算検査報告に「不当事項」として掲記されました。（本学を含む１９大学）

この「不当事項」という用語、普段の業務では聞き慣れないものですよね。そこで改めて意味を調べてみました。

≪不当事項とは？≫
会計検査院が省庁・独立行政法人などの会計等を調査した結果、**法律・政令または予算に違反し不当**と認めた事項。内閣に提出する決算検査報告に記載され、**是正されるまで継続して検査**が行われる。平成 23 年度（2011）は 357 件、191 億 3383 万円が不当事項として指摘されている。（kotobank より引用）

「法律・政令または予算に違反し不当」、「是正されるまで継続して検査」ということからも、軽微ではなく、**重大な指摘事項**であることがわかります。

では、そもそも教員等が寄附金を個人で経理することは何に違反し不当なのでしょうか？会計検査院の決算検査報告によれば、「各国立大学法人は、寄附金の取扱いを定めた規則により、教員等が教員等個人宛て寄附金を受け入れたときは、これを改めて各国立大学法人に寄附しなければならない旨を定めている。」とあり、同報告において学内規程に違反していることを指摘しています。

そこで、次に本学の寄附金に関する規程を見てみましょう。

○国立大学法人東北大学寄附金事務取扱要項（抄）
[平成 17 年 12 月 27 日総長裁定]
(定義)
第 2 条　この要項において「寄附金」とは、本学における教育研究活動及び管理運営を財政的に支援することを目的として本学に寄附される現金及び有価証券をいう。
(寄附金の経理)
第 13 条　寄附金に係る経理については、この要項に定めるもののほか、国立大学法人東北大学会計規程(平成 16 年規第 77 号)及び関係規則の定めるところによる。
(雑則)
第 14 条　この要項に定めるもののほか、**寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。**

寄附金事務取扱要項では、直接的に教員等個人宛ての寄附金に関する規定はありませんが、第 14 条において必要な事項は“別に定める”とし、次の通知により、その取扱いを定めています。

なお、教員等個人宛て寄附金が改めて本学に寄附された後は、寄附金事務取扱要項第 13 条により、本学会計規程をはじめとした関係規則の取扱いを遵守する必要があります。

○国立大学法人東北大学寄附金事務取扱要項について(通知)（抄）
[平成 16 年 5 月 13 日付 研研第 1 号]
2　寄附金受入れの際の留意事項
(5)　研究助成法人等から教員個人に助成金等が供与される場合や寄附者の意向によって、大学には寄附しないが、教員個人に対して寄附するという場合があるが、**助成等の趣旨が当該教員の職務上の教育、研究を助成しようとするもの、或いは、当該資金をもって大学の施設・設備等を使用して職務として行う教育・研究の経費に充てようとするものであれば、当該教員が改めて、寄附金として寄附すること。**

ここまで見てきた教員等個人宛て寄附金の経理ですが、会計検査院から指摘されたような不適切な事態が起きてしまう要因は、どこにあるのでしょうか？一番大きな要因として考えられるのが、「**教員等における個人宛て寄附金に関する理解が不十分であること**」です。

しかしながら、日々、教育・研究等の業務で多忙な教員等が、学内諸規程等の内容を自ら進んで理解するのは、なかなか難しいものです。そこで、我々事務方のサポートが重要になってきます。新規採用者・転入者へ採用時等に説明することはもちろん、部局内の教授会等での周知や教員等を対象とした会計事務の説明会を開催するなど、**事務サイドから積極的に情報発信・周知を行う必要がある**のではないでしょうか。

最後に、前述の不当事項の説明にもあったように、本件は「是正されるまで継続して検査」される事項のため、今後、同様の不適切な事態が起きないよう確実に改善する必要があります。監査室では、昨年度の内部監査において、助成財団等の採択を受けた助成金を財団等のウェブサイトよりピックアップし、その受入状況の確認を行いましたが、特に問題となる案件はありませんでした。

また、大学全体の新たな取組みとして、今年度から「**研究費の適正な経理等に関する申告書**」を各教員等へ配付し、自筆署名のうえ提出してもらうことにより、寄附金の個人経理等の実態把握に努める取組みが始まりました。こちらは既に各部局において取りまとめのうえ、財務部に提出していることかと思いますが、結果はいかがだったでしょうか？寄附金の個人経理を行っているケースは無かったと思われますが、万が一問題があった教員等に対しては、フォローアップをお願いいたします。



（監査室：ビッグダディ・K）

さて、今回の「How to 東山クン!!」はいかがだったでしょうか。
このコラムは隔月交代で監査室のスタッフが担当することになっており、それぞれの視点から事例等の解説をしていきます。事例集の内容や日頃疑問に行っていることなどがありましたら、メールなどでドンドンお知らせください。

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、**「常連気取りはお断りします。」**と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

今から１０年ほど前、岩盤浴にハマり、泉ヶ岳方面のとある日帰り温泉施設に足繁く通っていた時期がありました。そこの料金は決して安くないのですが、実家から近いのと、露天風呂もあり、休日でも人が少なくてゆっくり楽しめることから、お気に入りのスポットのひとつとなっていました。



ある日曜日、その日は大学時代の友人Ａを誘い、温泉施設へ向かいました。施設内はいつもより若干混んでいる感じでしたが、露天風呂には年の頃５０歳くらいのおじさんが一人いるだけでした。Ａが先に露天風呂に向かったのですが、何やらおじさんと会話をしているようです。後から露天風呂に入った私は、Ａとおじさんからやや距離を置きながらも、

二人の会話に耳を傾けました。どうやら、おじさんはこの温泉に３０年前から通っている常連で、この温泉がいかに素晴らしいかをＡに懸命に伝えているようです。「この温泉のおかげで風邪ひとつ引いたことがない。」（へ～。）「転んで膝の皿が割れたが、この温泉に通って治った。」（病院行けよ。）「きっと癌だって治るよ。」（だから病院行けよ！）何者かわかりませんが、１０分程力説した後、したり顔で露天風呂から出ていきました。その時は“話好きなおじさん”程度にしか思わなかったのですが、その後事件は起きました。

Ａと共に風呂から上がり休憩所に行く途中で、あのおじさんが施設の職員と思しき若い男性に「俺のどこに問題があるっていうんだ！」と大声で怒鳴っていたのです。職員は「申し訳ございません。お客様が何もお召しになっていないようでしたので。」と冷静に対応していましたが、よく見ると、いや、明らかに、おじさんは真っ裸で館内を**ブラブラ**歩いていたのです。すると「申し訳ありません！」と連れの男性が駆け付け、全裸おやじにタオルを掛けて引き揚げていきました。Ａと私は休憩所で「あいつ、たぶん常連じゃないね。」など、全裸おやじについて語りあった後、岩盤浴専用のお召し物に着替えて、お目当ての岩盤浴へ向かいました。

そこで第二の事件は起きました。室内に入ると、「**あぢっ！あぢぢっ！**」という聞き覚えのある声が聞こえてくるのです。まさかとは思いましたが、見てみるとあの全裸おやじが今度は上半身裸で、岩盤にタオルを敷かずに直に寝ているではないですか！Ａと私は必死に笑いを堪えながら、静かにタオルを敷いて横たわりました。そして確信したのです。　　「**こいつ、１００％常連じゃねえ・・・**」



ご存知かもしれませんが、岩盤は手で触れるくらいの熱さではありますが、素肌で岩盤の上に横たわると低温火傷を起こす危険性もあるのです。皆さんも素肌での岩盤浴はチャレンジしない方が身のためですよ。ちなみに、この後あのおじさんが温泉で火傷を治したかどうかは定かではありません・・・

最後に、普段の業務において経験年数が長くなってくると、その分野の“常連”となり、つい何も考えずに“いつも（例年）通り”仕事を処理してしまうことがあるかもしれません。しかし、その処理方法は本当に適切なのか、取扱いは変更されていないのか、初心に帰って改めて確認することが大切です。今月から競争的資金の監査が始まりますが、私も部局の皆様に“常連気取り”と思われて火傷しないよう頑張りたいと思います。

（1,000 円ツーブロック・K）

最後までお読みいただきまして、誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】

東北大学監査室

０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）

０２２－２１７－５６８０，４８８０（佐藤、荒澤、菊地、西川）

【メールでのお問い合わせ】

東北大学監査室

kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します